

○平成九年郵政省告示第五百七十四号（電気通信番号規則の細目を定めた件）の一部を改正する告示 新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

改正後				改正前			
第1条～第4条（略）				第1条～第4条（略）			
別表第一号（第一条関係）				別表第一号（第一条関係）			
番号区画 コード	番号区画	市外局番	市内局番	番号区画 コード	番号区画	市外局番	市内局番
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
121	宮城県塩竈市、仙台市、多賀城市、 <u>富谷市</u> 、名取市（堀内を除く。）、黒川郡、宮城郡	22	CDE	121	宮城県塩竈市、仙台市、多賀城市、名取市（堀内を除く。）、黒川郡、宮城郡	22	CDE
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
298	静岡県伊豆市（冷川を除く。）、伊豆の国市（浮橋、大仁、神島、下畑、白山堂、宗光寺、田京、立花、田中山、田原野、長者原、中島、御門、三福、守木及び吉田に限る。）、沼津市（井田及び戸田に限る。)	558	DE	298	静岡県伊豆市（冷川を除く。）、伊豆の国市（浮橋、大仁、神島、下畑、白山堂、宗光寺、 <u>星和</u> 、田京、立花、田中山、田原野、長者原、中島、御門、三福、守木及び吉田に限る。）、沼津市（井田及び戸田に限る。)	558	DE
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
300	静岡県伊豆の国市（浮橋、大仁、神島、下畑、白山堂、宗光寺、田京、立花、田中山、田原野、長者原、中島、御門、三福、守木及び吉田を除く。）、裾野市（茶畑を除く。）、沼津市（井田及び戸田を除く。）、三島市、駿東郡（清水町及び長泉町に限る。）、田方郡	55	CDE	300	静岡県伊豆の国市（浮橋、大仁、神島、下畑、白山堂、宗光寺、 <u>星和</u> 、田京、立花、田中山、田原野、長者原、中島、御門、三福、守木及び吉田を除く。）、裾野市（茶畑を除く。）、沼津市（井田及び戸田を除く。）、三島市、駿東郡（清水町及び長泉町に限る。）、田方郡	55	CDE
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
注1～2（略）				注1～2（略）			
3 この表に掲げる番号区画は、 <u>平成29年3月31日</u> における行政区画その他の区域によって表示されたものとする。				3 この表に掲げる番号区画は、 <u>平成28年3月31日</u> における行政区画その他の区域によって表示されたものとする。			
別表第二号～別表第三号（略）				別表第二号～別表第三号（略）			